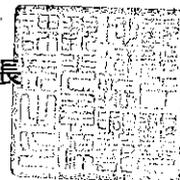




観観資第347号の2
平成30年1月4日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁観光地域振興部
観光資源課長



全国通訳案内士等の積極的な活用について

標記について、別添のとおり観光関係団体あて通知したので、その旨了知するとともに、各都道府県内の関係機関にも周知されたい。



観観資第347号

平成30年1月4日

観光関係各団体会長 殿

観光庁観光地域振興部

観光資源課長

全国通訳案内士等の積極的な活用について

平素より国土交通省観光行政にご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

通訳案内士制度については、業務独占規制により、外国人に対して有償で通訳ガイドを行う場合には「通訳案内士」の資格を要するところでしたが、本年1月4日より「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号。以下「改正法」という。）が施行され、通訳案内士制度の業務独占規制を廃止するほか、「通訳案内士」を「全国通訳案内士」と、各特例法に基づき導入されていた各地域特例ガイドを「地域通訳案内士」とする等の見直しを図ったところです。この改正により、通訳案内士の資格を有さない方でも、有償で通訳ガイドを行うことが可能になるため、今後は、多様な主体が通訳ガイドに参加することが予想されます。

一方で、全国通訳案内士は、高い語学力や日本の地理・歴史・文化等について深い知識を有する者、また、地域通訳案内士は、特定の地域について、その固有の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した者として、国又は地方公共団体から資格を付与されたものであり、急増する訪日外国人旅行者や多様化するガイドニーズに的確に対応するためには、これら有資格者を積極的に活用していくことが重要と考えています。

つきましては、訪日外国人旅行者に対して満足度の高い通訳ガイドを提供する観点から、旅行商品等に通訳ガイドを手配する場合には、全国通訳案内士や地域通訳案内士を積極的に活用する等の対応をお願いするとともに、貴協会（団体）傘下会員に対してその旨周知願います。

また、改正法により、旅行者等は、旅行者と旅行業務に関する契約を締結した際には、全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無等を記載した書面を交付することとしており、この点についても適切に対応されるよう周知願います。